

島根県報

平成30年3月30日(金)

号外 第 3 6 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【告 示】

国土調査の指定(2件)

(用地対策課)

【特定調達公告】

島根県立浜田水産高等学校寄宿舎に係る一般競争入札の実施

(教育施設課) 2

告示

島根県告示第227号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
指定した年月日			I) ⁽¹⁾ .E. 791 (F)
平成30年3月22日	益田市	出合原1地区	平成30年4月2日から平成32年3月31日まで

島根県告示第228号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
指定した年月日			
平成30年3月23日	津和野町	部栄工区①地区	平成30年4月2日から平成32年3月31日まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成30年3月30日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量

島根県立浜田水産高等学校寄宿舎 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年11月1日 (木) から平成40年10月31日 (火) まで

(4) 貸借物件設置期限

平成30年10月17日 (水)

(5) 貸借物件撤去期限

平成40年12月28日 (木)

(6) 設置場所

島根県浜田市田町1513-5 島根県立浜田水産高等学校寄宿舎敷地内

(7) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価(10年間分)で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加 資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目(大分類「14 借入品類」中分類「(9) その他」)に登録されて いる者であること。
- (4) 本公告に示した賃借物件の設置及び撤去が履行期限までに十分に可能な者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除 措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局(問合せ先)

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6602

ファクシミリ 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成30年3月30日(金)から同年4月26日(木)までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、 入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、押印の 上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時 平成30年5月10日 (木) 午前10時まで

(郵便による入札にあっては、平成30年5月10日(木)午前9時必着)

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟1階 第1会議室

(郵便による入札にあっては、3(1)の場所)

(4) 開札の日時及び場所

日時 平成30年5月10日(木)午前10時から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟1階 第1会議室

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を 3(1)の場所に平成30年 4 月26日 (木) 午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その 他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者 を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県(教育庁教育施設課)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied:

Details: A Dormitory of Shimane Prefectural Hamadasuisan Senior High School

Period of Lease: From November 1, 2018 To October 31, 2028

Desired Date of Completion: October 17, 2018

Location of Installation: Shimane Prefectural Hamadasuisan Senior High School Dormitory

1513 - 5 Tamachi, Hamada - shi, Shimane - ken

 $\left(2\right)$ Deadline for Tender: 10:00 a.m. 10 May 2018

(Applications by mail must arrive at The following office by 9:00 a.m. 10 May 2018)

(3) Please tender all information to: C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone: 0852 - 22 - 6602